

ネットとうほく 2022 (検) 第 6 号-2
2024 年 (令和 6 年) 3 月 6 日

〒105-0004
東京都港区新橋一丁目12番9号
A-PLACE 新橋駅前10階
コスモヘルス株式会社 御中

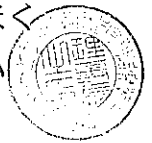
〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-276-5160

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>

Mail shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp



再 申 入 書

当団体としての回答が大変遅くなりましたが、2022年12月8日付でいただきました回答に対し、以下のとおり再度申し入れを行います。

貴団体からの回答によりますと、製品から「マイナスイオン」発生する旨の説明は行った事実、国民生活センターのPIO情報として掲載されている相談事例の各事実について、当団体が指摘するような説明を行った事実がいずれも確認できなかったとのことでした。

しかし、当団体において(貴社と限定せず、)電位治療器の販売に関する事業者の勧誘について情報提供を消費者に求めたところ、貴社に関して、無料体験会場において、以下のような文言を用いた説明(口頭)がなされているとの情報提供がありました。

- ・ 血圧が下がる人もいる
- ・ 鬱にも効果がある
- ・ 糖尿病もよくなる
- ・ コレステロール、中性脂肪(の数値)も良くなる
- ・ アトピーにも効く
- ・ 花粉症も良くなる。
- ・ 腱板断裂したために上がらなくなった肩も上がるようになった

貴社のご回答によれば、無料体験会場において「特定のテーマに関するトーク」をすることはあり、その中で「脳卒中、認知症、糖尿病を取り扱うこともございます」が、「これらのお話をしているのは、お客様に対する一般的な情報提供のためであり、弊社製品の性能、効果を謳うためではありません」とされています。しかし、上記のような消費者からの情報提供によれば、貴社において、電位治療器としての効果・効能の範囲を逸脱する説明や勧誘が継続されていることを疑わざるを得ません。

これは、従前の申入書で指摘しているとおおり、消費者契約法4条1項1号に違反する勧誘であり、また、表示（なお、ここでの「表示」には口頭での表示も含みます。）の内容としても景品表示法5条1号に違反する内容であると思料いたします。

また、再度検討した結果貴社が行うこれらの電位治療器の販売が特定商取引法の定める訪問販売に該当すると思料することから、特定商取引法6条1項1号の禁止行為違反にも該当するものと思料いたします。

また、時期としても、当団体で書面にて停止するように申入れを行った後に行われた勧誘であると判断されるものも複数あり、貴社が行ったとする調査及び指導の内容が不十分であったことを疑わざるを得ないことから、貴社のご回答をそのまま受け入れることはできないものと判断します。

そのため、当団体としては、不実告知に該当するような不当な勧誘、効能に関しての（口頭を含む）表示が行われないよう、再度申入れするものです。

つきましては、このような勧誘・表示を行わないよう、再度申入れいたします。つきましては、本書面にかかる貴社の見解につき、2ヵ月以内に当団体へお知らせください。

以上、よろしく願いいたします。